

		第4回（仮称）こども参加条例検討部会		
事務局 (担当課)		こども未来部 こども政策課 内線（3441）		
開催日時		令和6年8月11日（日）15：45～17：00		
開催場所		キセラ川西プラザ 川西公民館 会議室		
出席者	委員	（部会長）玉木委員 （委員）小野委員、川中委員、藏原委員、大西委員、高田委員		
	事務局	こども未来部長 岡本敬子 こども未来部副部長 増田善則 こども未来部こども政策課長 柳本一志 こども未来部こども政策課 中村陵 こども未来部こども・若者相談センター主幹 川合 俊輔		
傍聴の可否		可	傍聴者数	3人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1. 開会 2. 議事 （1）こども・若者による意見表明の条例検討部会について （2）関係団体へのヒアリング経過報告について （3）（仮称）こども・若者参加条例 条文構成案について （4）その他 3. 閉会		

審 議 経 過 (要旨)

1 開会

(事務局)

定刻となりましたので、第4回(仮称)こども参加条例検討部会を開催させていただきます。最初に本日の資料のご確認をさせていただきます。資料1がこども・若者による意見表明の条例検討部会について、これに関して、資料1-1ということで、「意見の言いやすさ、言いにくさ」をまとめた表です。それから、資料1-2としまして、今後のスケジュールです。それから、資料2になりまして、支援者ヒアリング結果まとめと資料2-1 支援者アンケート結果専門性別分類になります。最後に資料3(仮称)こども・若者参加条例条文構成案です。皆様ございますでしょうか。それでは、ここからの進行は玉木部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

(会長)

それでは、引き続きよろしくお願い致します。一応終了予定としましては、17時を予定しております。10分か15分程度延びるかもしれませんが、できるだけ時間内に終わればと思います。よろしくお願い致します。議題に入る前に先ほど参加をさせていただきました、こども・若者による意見表明の条例検討部会についての意見を交換したいと思います。テーマが少し小学生には難しかったかなという気はしたのですが、委員のみなさま実際に参加していただいて、いかがでしたでしょうか。

(委員)

とても難しかったようで、小学生の子たちは、「こうかな」と聞かれて、「うん」とか「違う」などという感じの回答だった部分も結構あったので、テーマ的には難しかったのではないかと思います。あと、やはり振り仮名が振ってある資料はまだいいのですが、条例案は大学生は見てましたが、こどもにはやはり伝わりづらい部分があると思いながら見ていました。どうしたら関心を持ってもらえるかということが非常に難しいということもよく分かりましたし、既に関心がある人もどう捉えていくかという意見もできて、確かにそうだと思います。意外にまだ紙がいいということで、大学生になるとSNSが主流ですが、小中はやはり学校というところをベースに、紙で配られる方が強制的に目に入るの、何か流れれば誰でも耳に入るし、答えろと言われれば嫌でも答えるというような、嫌でも答える方がいいかどうかは別として、そのような機会としてはやはり学校というのが、小中学生にとっては有効で、紙が有効というのも意外にあります。当然と言えば当然ですが、思ったよりも以外で、タブレットの方が、見ない、関心がない、僕は見ないと中学生の子が言っていたのも印象的でした。

(委員)

1つは、こどもや若者にとっては、勝手に決めてほしくないということがたくさんあるというのはすごく思いました。部活動の話や給食の話、通学路の話、校区内でないと自由時間は過ごしてはいけないなど、結局これは意見表明の機会のときにテーマを誰がどう決めるのかということに関する話になると思います。ついつい行政側でこういうことについてどう思うという風になりますが、そればかりだとやはり良くなって、こどものこういうことについて不満がある、言いたいことがある、おかしいと思っている、ということ、どのようにキャッチしていくのかというメカニズムを作らないと、広報の話になりますが、関心がないから、広報するのであり、関心があることであれば、そのルートを作ればいいだけですが、その話が今日はたくさんあるというのは考えさせられました。2つ目は、他のグループも発表されていますが、アウトリーチの話は大事だということで、意見を言うのが面倒くさい、学校の授業で聞いているのであれば言うが、みたいな話もあって、やはり彼女や彼らの日常生活の中で、意見をどこが拾っていくかという身近さは人によって違うと思いますが、そこが大事だと思いました。それから、これも発表でありましたが、意見があっても言う先が分からない問題というのがあり、本人が全部分かるようになるのは無理があると思います。だから、ここに行けばとりあえずナビゲーションされるみたいな話なのか、身近

な大人、例えば保護者や養育者や学校の教員などが、それだったらここだよという風にナビゲーションしてくれる場所に繋ぐとか、こどもがいきなりナビゲーションしてくれるところに行くのも大変な話なので、その身近にいる人がそれならばまずここに、というような仕組みみたいなものも作らなければいけないと思いました。面白かったのは、他市から引っ越ししてきた子がいまして、川西の子は、川西はこういうものだと思っているけど、自分は違うと言うとやはり意見が出ます。自分の生活を相対化するような情報がないと、意見形成はなかなか進まないと思いました。逆にそのような機会があると、それはそうだなと思って、自分も高校の時にここではこうなっているが、なぜだろうとなったわけが多いので、それは別に校区外である必要はありませんが、見えている世界が狭いと、それに適応するしかありませんので、そこで意見をとと言われてもなかなか出にくいと思います。意見形成の支援というのは、当たり前をちょっと揺らがせるような、新しい情報みたいなものが提供されないと、意見表明は難しいと今年から川西市にきた参加者に教えてもらいました。以上です。

(委員)

いろいろ話はしやすかったと思います。おっしゃっていたように、小学生はやはり難しいのかなということはありませんでしたが、皆さん共通して意見は持っているというのは、改めてとても感じました。中学校の部活がこうなればいいのか、体育館がこうなればいいのか、校長の話がこうなればいいのかみたいなところから、家庭の話まで、全員が答えてくれました。一方で、先ほどのお話にもありましたが、条例となると一気に遠くなるので、そこがアウトリーチもそうだし、前の会議でも、見て、受け止め、リアクションがあると、それが仮に叶わなかったとしても、自分が出した意見がちゃんと通っていると思えるという話があったので、どう叶えていくのかというのもすごく大事な一方で、叶えられないというのが多分確実に多いとは思うので、そこを考えると、どのように受け止めどうリアクションをしていくのかというのがあるだけでも、すごく大きいのかなと思いますので、そこはとても大事だと思いました。

(委員)

やはり今の生活が当たり前で普通になってしまうので、何か意見を聞き出すのに、テーブルファシリターの職員の方がすごくいろいろ工夫されていましたが、具体的な例みたいなものを挙げればもっと出てくるのかなという感じでした。例えば、今公園で花火ができないよね。知らないうちに大人が勝手に決めたから嫌だよね。みたいな話をしたら、そういうことかと出てくると思います。きっとたくさん秘めていると思いますが、それが普通だと思い込んでしまっているの、それを伝える術としてこんな方法があるのかなと、企画する側に回ろうという気持ちになれば、関心があれば全然出ると思います。参加させていただいて、非常に面白く、本当にうれしかったです。ありがとうございます。

(委員)

私もとても貴重な場に参加させていただいたと思いました。中学生2人と高校生1人と小学生3人だったので、言いたいことがたくさんあるのだなという実感がまずあります。小学生の小さいお子さんでも、市民プールでは身長制限で大きいプールに入れないのに、同じ値段はおかしいなどの些細な疑問や、この計画にも書いてある少人数授業についても、実際に参加できない時間に設定されているとか、英語を少しやるだけで効果あるのかなと思うなど、計画はいいんだけど、実際受けてる身として、もっとこんなやり方がいいのかなみたいなことを思っているとか、そのような些細なことが、大人が一生懸命考えているのだけれども、ズレがあるということが本当にあるのだなということを感じまして、それを言えば変わるとか、そもそもこの条例は今から決まっていくのだから、言えば自分たちの都合のいいものになるかもしれないというところを伝えられる場であるということが1つあるのと、やはり伝える方法というか、それはこどもたちにとっては学校だと思うので、学校の中に箱を置いて、思うことがあったらすぐ書いて入ると、ちゃんと届くようなそのようなものがあるといいのかなとは感じました。何でもこどもたちが言っていることをどこかで反映させていくために、私たちが耳を傾けられる機会があるということは大事だと思いましたし、それを条例の中にきちんと仕組みとして作っておきたいという気持ちを新たにしまし

た。以上です。

(会長)

ありがとうございます。アウトリーチの話はどこでも出ているかもしれませんが、そこを条例の中に取り入れていけるのかという個人的な感想ですが、やはり学校という目に見える範囲のことはよく見ていると思ひまして、道に草がたくさんあるとかそのような話も出てきます。それをどこに入れるのかというと、よく分かりません。したがって、条例というものを通して、子どもも若者も使えるような条例になるというなと思ひました。本当にいろいろ考えているということも分かった一方で、ここに来ている方々というのはそのような意見を言える方が来ているということも事実なのではないかと思ひます。やはり見えにくい、来ていない方が大多数なので、その辺りもどう考えていくのかということも少し感じました。他によろしかったでしょうか。それでは議題の方に入りたいと思ひます。

2 議事

(1) こども・若者による意見表明の条例検討部会について

(会長)

それでは、まず議題の(1)こども・若者による意見表明の条例検討部会について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 資料説明

(委員)

3月議会で条例案を上程するということでしょうか。

(事務局)

はい。そうです。

(委員)

それでは、議会の前にこども・若者未来会議の第5回が開かれて、パブリックコメントの内容を確認するという感じでしょうか。

(事務局)

はい。そうです。

(委員)

パブコメの内容が反映されているから、このこども会議の第5回目でチェックされて、意見が出た時には修正できるのかと思ったのですが、分かりました。

(会長)

スケジュールでは、前回の検討で、3回目、4回目で検討が1回目、2回目とつけていただいて、これは

また後で議論と関連すると思うのですが、第5回目までには条文案ができるのかなと思うのですが、事前にその条文案は我々の方に届くという認識でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。そうです。今日の議論次第のところもあるのですが、構成案を固めていただければ、それに基づいて具体的な条文案を事務局の方で記載しまして、ある程度事前にお送りして、9月2日に議論いただくというような流れは想定をしています。

(会長)

よろしくお願いします。それでは次に行きたいと思います。

(2) 関係団体へのヒアリング経過報告について

(会長)

関係団体へのヒアリング経過報告についてご説明よろしくお願いします。

(事務局) 資料説明

(会長)

ありがとうございます。お時間のない中、大変だったと思います。ありがとうございます。資料2、資料2-1について、何かご質問ご意見ありますでしょうか。

(委員)

とても貴重なヒアリングやアンケートを取られていて、時間がない中で言いづらいのですが、どのように条例に活かしていくのがとても難しいと思ひまして、どのように使っていけるのか知りたいということと、条例に書けることが非常に限られているのですが、自治体によっては、その条例やこの文章がなぜできたのかという成り立ちを説明する逐条解説みたいなものをつけていたり、ここで我々はこういうことをやるために書いていますみたいなことを表現したりするものを別に作っていたりするのですが、これだけしっかりと準備をされているので、そのようなこともされるのかどうかということをお伺いしたいです。

(事務局)

条例で声の聴かれにくい子ども・若者に対する対応というか措置をしないといけないというところの必要性を、改めてしっかり把握できたという意味では、意義があるのではないかと考えております。実態がこうなのだから、やはりこういうことが必要であるとか、例えば体制を構築する上で、これに対して、このような人為的なものが必要であるとか、予算も必要になってきますし、そのようなところの根拠にはなるのかなと考えております。あとは、手段の話も聞きましたので、このような手段でやった方がいいというような、そこは今後実際に条例を運用する中で、こういう場合にはこのような手段で意見を聞いていくというようなマニュアルや、もちろん条例の逐条解説としても、掲載することで、形には残していき、それを職員が共有していくということが大切なのではないかと考えております。

(委員)

作った時は、皆さん非常に熱いのですが、年月がたつと、別の市の場合ですが、やはり成り立ちを知らないで、なぜこの条例が必要なのかということを若手の職員が全然知らないこともあり、しっかりとしたマニュアルみたいな、逐条解説も含めて、そのようなものがあると、それを研修に使って、庁内で意識を共有できて、研修材料にもなるということで、毎回それを使いながらやっているところもあるそうです。長く考えると、大変ですが、そのようなものを土台としてしっかりとやると、今後10年、20年先のことを考えた時に、絶対にやりすくなるのではないかと思います。

(事務局)

補足して言わせていただきますと、この後の議題になりますが、条文構成案の中で、大きく変えたところの1つとして、声を聴かれにくいこどもの意見反映の環境整備というのと、人材の養成というところを挙げています。その辺りは我々も、今回のこの支援者ヒアリング、それから一般のアンケートで、この部会の意見を聞きながら、しっかりと強調して、具体的な取組については、解説書なり逐条解説のようなマニュアル、ガイドラインで残していくというような捉え方です。

(会長)

先ほどご説明がありましたが、次の議題と関連があるのではないかと思います。今のご説明ですと、アンケートの活用の裏付けの資料としても活用できるのではないかと思いますので、条例にどういかしていくのかというのは、そこからの話になるのかなと思います。また、逐条解説等の作成をする方向でやっていただきたいと思います。

それでは、議題の(3)の方に移ってもよろしいでしょうか、おそらく(3)で全て関連してくるかと思いますが、(1)(2)も含めてご質問があれば質問していただきたいと思いますが、その前に(3)(仮称)こども・若者参加条例条文構成案について説明をお願い致します。

(3) (仮称)こども・若者参加条例 条文構成案について

(事務局) 資料説明

(会長)

ありがとうございます。追加しているところの確認ですが、追加しているところは、10番、13番、14番、15番、19番ですね。ここは前回とは違う新しく追加をしていただいたということです。中身の内容の書き方も前回と違うと思いますが、前回はこのようにしたいですという形でしたが、今回は例えば前文は文章化というような形になっていて、他は文章にしていっていると思うのですが、この違いというのは、条文としてこのような文章として書きたいということでしょうか。

(事務局)

そうですね。今回はこのような感じのイメージで記載させていただきたいというところの文章だったのですが、今回はより具体的にこのような文章にしていきたいと思いますという1歩踏み込んだ形の資料にしています。

(会長)

今回の資料の違いというところで、今確認をさせていただきました。資料3についてご意見いかがでしょうか。

(委員)

とても努力されたという認識はありますが、順に言わせていただきます。5番のこども・若者の意見表明のところですが、先ほどのこども若者部会の振り返りのところでも言いましたが、意見表明というのは、言論の自由とセットで成立していくというところが、つまり多様な情報に接することによって意見が形成されていくという意味では、そのようなこども・若者が意見を形成しやすいように、多様な情報に触れられるようにするとか、そのような情報提供に努めるということで、その情報提供の中には、行政の情報の提供ももちろんあると思います。先ほどのこども・若者部会でも、行政の説明は話が長く、話すスピードがゆっくりなので、少し退屈だというような話などのコメントもあって、やはりこども・若者にとって受け止めやすく、それでもその子の主観でしかないので、色んなこどもや若者がいるので、その子に応じて情報提供の仕方が必要なので、全部スピーディーにと言っているわけではなく、そのような情報提供の話というの、書いておく必要があると思います。また、7番目の市の役割のところですが、やはり今年度は条例を作るということで、かなり丁寧な調査をされていて、せっかくこの集めた調査データをどう活用するかで議論になっているわけですが、逆に行政の役割として期待したいのは、川西市でどのくらいのこども・若者の参加が進んでいるのかという基礎的な情報をきちんと収集して蓄積していくということではないかと思ひまして、そのような基礎的データの調査という役割は付した方がいいかと思ひます。評価・検証に入れていると思われるかもしれませんが、評価・検証はそのような基礎的なデータを取るというよりは、計画的な、施策の推進の項目になりがちなので、意味合いが変わるのではないかということで、申し上げました。9番の育ち学ぶ施設の役割というところは、正直難しいのではないかと思ひながら申し上げますが、これは努めるものとするという努力義務表現ですよね。確かに、保護者や団体、市民の役割は、そうせざるを得ないなど強制力を発揮できるわけではありませんが、育ち学ぶ施設については、3の定義で言いますと、制度化された公共サービスを提供したいと指していると思ひますよね。したがって、民間のNPOなどの活動ではなく、幼保育所、認定こども園、学校等と書いてあるので、多分制度化された公共サービスの担い手が必要だと思ひますので、もう少し強く、原則としてはやるくらいに踏み込めるような気もすると思ひました。12番のところは1番悩ましいと思ひておりまして、こども・若者施策に対するこども等の意見の反映のところですが、1は、市はこども・若者施策を策定・実施・評価するときには、というように意見反映の場面を制限していると思ひます。このような時には話を聞きますという話になっていて、逆に言うと、この時じゃないと、意見は聴取も反映もしなくていいとも読めてしまいます。そのような意図はないと思ひますが、そうなってしまうと、行政側がテーマ設定をして、それについて意見聴取するというしか書いてありません。そうではなくて、先ほど、学校に市長への手紙みたいな箱を置いたらどうかという話がありましたが、そのような自由な意見聴取みたいなことが、この条文では見えにくくなってしまうし、運用する人が悪意を持てば、それはやらないと言ってしまうところがあるので、条文化する時には、注意が必要ではないかと思ひます。結局、それを制度的に保証するという意味では、ユースカウンスルや若者評議会などを設けて、そこがきちんと意見聴取する仕組みなどは、他都市でされている仕組みですが、川西市がしないのであれば、逆にしっかり条文でそういうふうに、多様な公聴機会を市としてお持ちだと思ひますので、そこと連携して、きちんと市のこども・若者の意見の反映というところを努めるというところは示した方がいいのではないかと思ひます。あとは、どこに行ったらいいのか分からない問題というのが、今日も出ていますので、とりあえずワンストップで受け止める場所をきちんと設けて、そこから関係各課にきちんと回っていくみたいなことも、表現はいろいろあると思ひますが、項目などをつけて書き込むこともできるのではないかと思ひました。それから、13のところも努力義務みたいな形で、恐らくこれは審議会等の性格によっては、こどもや若者が入ってもなかなか意見が言いにくいとか、非常に専門性が高いようなものがあるので、努めるとありますが、原則としては入れるや可能な限りは入れるくらいまで踏み込む可能性もあるのではないかと思ひます。こどもを抜いているのですが、自分はこどもも入れてもいいのではないかと思ひまして、実際に私も委員の加わっている、こども家庭庁の専門員で高校生委員が17歳でいるので、別に18歳以降に限らなくてもいいのではないかという気がします。それから、15番の人材養成と新しく入れていただいたところですが、これはすごく大事なところだと思ひます。養成された人が活躍できる環境をきちんと整備するということが大事だと思ひていまして、これは決して川西市を責めるわけではないのですが、市の職員の方々、土曜日にファシリテー

ターとして熱心に働いておられてすごいと思うのですが、女性参加者の割に男性職員が多くいて、これは推測の域を出ませんが、恐らく女性職員はケアワークがあって出てきにくく、男性は出てきやすく、ケアワークをパートナーに頼っている可能性があると思います。結局ある意味では、例えば託児サービスなどがセットでこのような環境を作らないと女性は出てきにくいのではないかとということで、一応ジェンダーの問題があるということを考えますと、その養成された人が活躍しやすいための環境整備という観点では、特にこのような場作りが週末や夜間などになりやすいことを考えますと、条文の中に入れるかどうかは別ですが、解説などには留意事項として入れておいた方がいいのではないかと思います。以上です。

(会長)

それに関連して、今委員がおっしゃったように、努力するよりは努めるという表現が多いというのがあり、そうせざるを得ないのか、どこまでを言い切るのかというのは難しいと思います。ただ、この部分はやっていくんだということを、全部努力義務であれば、やりましたけどできませんでして終わってしまうのではないかと正直感じているところです。私も委員のみなさまも原案なのでというところは十分理解している上で、その辺の表現というところを委員におっしゃっていただいたので、私ものかったというところです。

(委員)

全体的に追加の情報も入れられて、すごく配慮が広がっていてうれしく思うところもありつつ、やはり努力義務というのが、重みがある印象を受けなくもないと思います。しかし、これだけ調査もして、こどもたちの意見も聞いて、積極的に取り組んでいることが、そこにあまり印象が出ないというのは、条例だから仕方がないのか、それでも残念な気持ちもあります。例えば、5番のこども・若者の意見表明のところで、1でこども・若者は、とありますが、例えば声を出しにくい子にすごく配慮しようとしているから、誰もがと入れると、誰もが自分の意見を表明する機会が保障されるみたいな、もう少し攻めた感じで市がやっていくみたいなのが表現されるといいのではないかと感じました。12番の意見の反映というところも、もう少し表してもいいのではないかと気がしました。13番の若者参加の環境整備のところで、今日お話しした感じでは、14歳、15歳でもしっかりと意見を持っていたので、ぜひその辺りの市民生活にどっぷりと浸かっているこたちの生の感覚というのも大事なのではないかと思いますので、若者に限定するのはもったいないのではないかと感じました。以上です。

(委員)

素朴な疑問ですが、定義の市のところが、すごく限定がかったような感じになっていて、これが一般的なのかどうかは分かりませんが、ここのところに自分が配属されなければ、書けないということになりはしないのかということで、どうしてこうなのかというところをお尋ねしたいです。あとは、今日もアウトリーチのことがたくさん出てきましたが、その辺りのことをアウトリーチという表現を使わずとも、自ら出向いて聞きに行くのだというところをどこかで出せないのか、5番のこども・若者の意見表明なのか、あるいは、12番なのか、14番なのか、どこかでそれを入れることができないのかと思いました。どこかで会った方が言わないと聞きませんみたいに捉えられるのは非常にもったいないので、言える環境を作るとともに、我々も聞きに行きますというようなことを入れたらどうかと思いました。19番も非常に難しいと思ったのですが、市民目線で言うと、18歳超えた場合は誰が救済してくれるのかとなるので、全く記載がないのではなく、何か書くことができれば、書いた方がいいのではないかと思います。若者の参加については、私も高校生年齢から高校生の会議を設けている自治体などもあるので、中学校、高校であれば意見が言えると思いました。以上です。

(事務局)

市の定義のところで、すごく限定的というような感覚を持つというご質問だったのですが、市の執行機関

としまして、市が業務を行うところをほぼ全て書いておりまして、ここに例えば市議会などは、その施行機関として、何か業務を行うところではないので、今回は入っていないのですが、それを除けば市の機関はおおむね入っているとご理解いただくといいのではないかと思います。その他の部分は努力義務の規定をどこまで入れていくのかということも含めて、今即答は難しいので、検討させていただきたいと思います。

(会長)

19 番の若者をどうするかというところはどうでしょうか。

(事務局)

オンブズパーソンの条例の対象にはならないということですので、若者の救済について記載するのであれば、オンブズパーソンとは少し離れた形での条項を入れるという形になろうかと思います。

(会長)

即答は難しいと思うので、ここも検討ということではよろしいでしょうか。やはりあった方がいいと思いますが。あとは、13 番のこどもの参加というところを入れるかどうかというところで、確かに今日も委員の先生方がおっしゃったように、中学生、高校生もやはり意見が言えてましたので、促し方によるとは思いますが、検討していただきたいと思います。他にはいかがでしょうか。

(委員)

アウトリーチというのはやはりすごく大きいと思うのですが、アウトリーチの方法や仕掛けや、ツールなど、こどもたちは皆がツールとしてタブレットを持っているので、うちのグループの中で、誘い水としてあったら便利というようなアプリを考えたいというような話から、発表の中でも言っていたように、ディズニーランドのアプリのような川西バージョンで、ここの本屋さんでこれが売っているとか、営業時間がここだとこの時間だけど、臨時休業だというリアルタイムの情報やファシリテーターをしてくださった職員さんが、自動販売機が出てくるととても便利だと言ったら、うなずいている子がいたので、そのようなツールというのも、思い切って出せるものではないかと思いました。

(委員)

いろいろ意見が出たので、出ていないところで言うと、14 番がやはり入れられたので、すごく大事にしたいと思ひまして、アンケートでもあったのですが、条例の性質上難しいかもしれませんが、時間軸がすごく大事だと思っています。というのも、例えば、貧困世帯、引きこもり世帯、不登校となってくると、皆さんご存知のようにすぐに意見が出ません。中には 5 年、10 年、それこそ 30、40、50 になっても、まだ特性もあります。20 歳のころの思い出の話をしてしまう方もいらっしゃる。その辺りを考えると、どうしてもこの条例の性質上、30 超えたら意見が届かなくなってしまうとなった時に、例えば 25 から関わっている方がいて、10 年たったときにやっと、当時こういうことがしんどかったという話があった時に、それはもう意見としては上がらないと思います。14 番に限定してでもいいかのもかもしれませんが、30 歳過ぎたとしても、当時の意見として、今日のアンケートでも未来の子どもたちに向けてとありましたが、そのような形でもいいと思うので、反映されるような形があると少しでも拾いやすくなっていくのではないかと思います。具体例は分かりませんが、今のままだとそこは少ししんどいのではないかと思います。

(会長)

細かい点で言うと、自分の声を聴かれにくいというのは、意見表明のことになるのかどうかという気がするのですが、意見表明しにくいこどもでもいいのではないかというのがあって、口語的というか、そういうことは分かるのですが、条例としてこれでいいのかどうかというところで、細かい点ですが、ご検討いただきたいと思います。声を聴かれにくいということを定義する必要性が出てくるのではないかという気がしたので、細かい部分ですが。それから、条例と実施方法のリンクというところをすごく考えられているのが今の段階だとは思いますが、そこからの部分は、この条例だと実際にはこのような方法でいきますというところが、結構大事になってくるのではないかと個人的には思っていて、先ほどの努力義務のような表現にならざるを得ない部分は仕方がないのですが、やはり実際に動かしていくのだというところを先ほど説明の解説というお話があったと思うのですが、そこにも入れれば、実際にこのような条文であれば、ここに関連することは、このような方法があるというところを書いていただければ、分かりやすいと思います。それから、市民等というのがあるのですが、市民以外あるのでしょうか。11番だと市民などについていると思うのですが、市民以外に何か想定されるのでしょうか。他にはないのではないかと思います。

（事務局）

市民等については、定義のところでは書いているのですが、人と事業者というところで、市民と事業者を合わせての表現になります。

（会長）

市民と事業者ですね。分かりました。ありがとうございます。今日のお話を受けて、条文構成、具体的な条文の中に入っていかれると思うのですが、もう少しここは入れておいてほしいとか、検討してほしいというのがもしあれば、いかがでしょうか。

川西市独自というのは、やはり19番など、前回ご指摘があった川西市として残していきたい、川西市だから入れているのだというところでしょうか。

（事務局）

そうですね。そのような論点も踏まえて、この項目を入れていきたいと思っております。

（会長）

実際にこれは入れられていますよね。今イメージとしては19番を川西市としてやはり入れていく項目ということでよろしいでしょうか。

（事務局）

今回追加で入れさせていただいたところというのは、どれも今回のヒアリングやアンケートが実際に生の声というところから導き出された条文ですので、そのようなものが1つ1つ川西市らしさになっていくとか、していきたいというような思いです。

（会長）

分かりました。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

（委員）

12-4 番のところで、フィードバックを意見として書かれています。いい体験がすぐに施策に反映され、計画に反映されることは極めて限られるというか、やはり反映されるには時間がかかることが多いです。したがって、反映されたかどうかとなると、意外と検討中みたいな感じで返してしまうか、今後の実行段階で活用しますみたいに、そう言わざるを得なくなるのだと思います。でも、実際にはこの過程で、川西市のこども政策課の皆さんもそうだと思うのですが、実は施策に直接反映されていなかったり、行政の職員の皆さんの意識や、あるいは働き方や動き方に影響が出ているみたいなことはあると思います。そのような意味で、どのような影響があったのかという部分でも言うと、こどもや若者はすぐに施策や計画は変わらなかったけれども、こういうところは市として考えてくれた、このように影響力が発揮できたと感じられるのではないかと思いますので、そこの余波は持たせたような感じにしておいたらどうだろうかと思います。

(会長)

スケジュールという点で考えたのですが、検討したいということで、9月2日が次回になっていますが、いつまでに検討した案がいただけそうでしょうか。なぜかという、そこで先生方に目を通していただいて、細かいご意見が2日に出ると思います。条文として1から19まで今考えられているということなので、結構あると思います。1週間前でむしろ大丈夫かなと思うのですが。

(事務局)

こちらも中で、順番に確認作業というか、市の方針としてどこまで入れていくのかというところも、まず部としてはこう考えるというのを決めた上で、市としてどうするのかということを決めていく作業になります。ただ、ぎりぎりに出してしまうと、なかなかそこから意見を言うていただくのも難しいというところで、早めにしないといけないというのは今思っています、具体的な作業スケジュールというか、いつ頃お示しできるのかというのは、前々からご指摘いただいていた、ここで具体的に日にちまでは申し上げにくいのですが、一旦持ち帰らせていただいて、また目安みたいなものはお示しする必要があるかと思っています。

(会長)

次回が条例案、前文検討となっておりますので、少し時間をいただきたいというのも、私自身ありますし、先生方もやはりここは入れておくべきではないかなど、いろいろあると思います。ただ子ども・若者未来会議との関連もあるのではないかとこのところが気になっていまして、27日に子ども・若者未来会議があるので、これを出した後にいただくことになるのかどうかというところをご検討いただきたいと思います。大体5回目ではほぼ内容は固まるのではないかとこの気はしていますので、スケジュールの方お願いします。

(事務局)

8月27日の子ども・若者未来会議ですが、ここでは本日いただいた意見のご報告という形で、それをどこまで反映するのかというところは、8月27日の会議では想定をしておりません。

(会長)

仮に、8月25日に案みたいなものを我々に送っていただいたとして、27日は今日出したものを親部会には提出するという理解でよろしいでしょうか。親部会の報告としては、今このような段階で、内容については今詳細に検討していますということでよろしいでしょうか。

(事務局)

その認識で良いかと思っております。

(会長)

他にはいかがでしょうか。

(委員)

パブリックコメントについてですが、通常はホームページで公表して、ご意見をいただくというのが一般的かと思うのですが、そうなることどもや若者に届きづらいので、何か工夫をされたりするのかということですが、8月に例えばこどもの「こ」の表現や根拠を出していただきましたが、それで納得されるかどうか分からない感じがするので、私の勝手な印象なので違うかもしれませんが、そのような指摘が出てきた場合に、単なる報告で済まなくて、意見がたくさん出てきた場合に、どのように対応するのかという素朴な疑問があります。

(事務局)

パブリックコメントに関しては12月から1月にかけて30日で予定をしております。その中でタウンミーティングは実施予定にしております。ただ、こどもだけという想定ではなく、市民の皆さん広く、その中にこどもも来ていただけたら、可能な範囲で対応したいと思っています。

(事務局)

この条例の根幹に関わるような部分については、どのようなご意見が出るのか、どこまで対応が可能なのかということところは、基本的には部会で検討をするという形で委ねられているので、根幹を変えるようなことというのは、あまり想定しにくいのではないかと思います。ただ、いろいろなご意見が出るかと思いますので、可能な限りそれは反映すべきだろうという考えです。

(会長)

こどもという表記に関して思い入れが結構あると子ども・若者未来会議に出ていると思うので、ただ、国の流れというか、これからの時代ではないですが、状況としてはこのように言いたいということで、いいのではないかと思います。それで納得していただけるかどうかは分かりませんが。今こどもというお話がパブリックコメントで出ていたのですが、条例でこども基本法みたいなこども用のものも合わせて作成されるのでしょうか。分かり易さを求めた優しい説明で、条文としてはこうだけど、こども用みたいなものを合わせて作られる予定でしょうか。

(事務局)

今日ファシリテーターの渡邊先生が投影されたような表現というのが、こどもだけではなく市民の皆さん誰にでも分かりやすい資料としてとてもパブリックコメントするには有効だと思いますので、それは作っていきたいと考えています。

(会長)

パブコメだけではなく、実際の条例としても一緒に合わせて作られるのでしょうか。

（事務局）

はい。どのような形というのは別として、解説書なり、逐条解説やガイドラインみたいなものと合わせて検討していくことになるのではないかと考えております。

（会長）

こども家庭庁のホームページにすごく柔らかい表現がありましたよね。僕はそのようなイメージをしているのですが、それと同じような感じでしょうか。

（事務局）

こども家庭庁のレベルまでいけるかどうかは分からないのですが、本日のこども若者部会の資料として用意した計画のやさしい版を作るのにも、ものすごく時間がかかりまして、単に大人向けの資料を作る何倍もの大変さがあるということもありましたので、そこは我々も経験を積みながら、それをスタンダードにしていけたらいいとは思っております。

（会長）

難しい言葉を優しくするというのは難しいので、その辺りもどこまで次回の子ども・若者未来会議で報告されるのかですが、どのような方向性でやっているのかという部分は次回 27 日には言われると思いますので、その辺を今から考えていただくことと、条文の内容をいつまでに我々にいただけるのかというところもご検討いただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

（委員）

この 8 番の保護者の役割のところ、どうしても仕事柄、この保護者に関しては、定義としてこどもを養育する親というような書き方がしてあり、基本的にはある程度一定の正しさを持ってできる人という前提に多分あると思うのですが、例えば外国にルーツのある方で、日本バージョンの養育というのはよく分からない方であったり、ネグレクトの状態にある方とか、そもそも生きづらさや発達障がいなどを抱えながら自分なりに必死でやってきている方など、いろいろ保護者の課題によく出くわすのですが、ここに関しては、そのようなしんどさを抱えている保護者に対してもフォロー策があるみたいなことはどこかに匂わすのでしょうか。

（事務局）

ヒアリングをしている中で、保護者にもやはり課題があるというようなお話はいろいろお聞きはしましたので、問題意識としては持っています。

（事務局）

そのこどもの声を聴き取れない親には親の背景がある、しんどさがあるということを、我々がそれを理解して家庭を支援するというようなことが大事だという認識は今言ったようにあります。それを条例に直接表現するというのは、なかなか条文の中では難しいかもしれませんが、そのようなことは伝えていく必要はあるだろうと思います。

（委員）

ありがとうございます。

(会長)

解説書とか、その中に入れる方法があるのであればと思いますが、どこまでが条例に入れられるかというのは、いかがでしょうか。

(委員)

これも福祉の方やまちづくりの方だと地域というワードが出てくるのかと思いますが、ここでは見る限りは出てこないと思ってしまして、先ほどの話で、例えば親が頼りにくい、もしくは親がしんどい状況にあるとなった時に、やはり支えてくれるとなると、近隣みたいなところは大きいのではないかと考えてまして、コミュニティとかになると、当然団体になるのですが、必ずしも団体ではないと考えてまして、それを支えてくれる隣人、近隣、地域というところが大きな役割を示すとは思ってまして、そこが希薄になっているからこそ、しんどくなっているというのもあると思いますので、その辺りの文言はどうなのでしょうか。あまりこのようなことはこども関係には入れないのでしょうか。

(事務局)

おっしゃるように、我々も団体を考えるときに地域というものを合わせてどのように定義づけするかということは議論の中で出てきたところですので、今のご意見を踏まえて、改めて検討したいと思います。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

今の保護者の話ですが、私の感覚的なもので言うと、保護者とはこうあるべきというような基本があると、突き離れた感じがするので、教育で言うと保護者という感じがあるのですが、その辺りを条例に入れるかどうかというのはありますが、そこを認識いただいているのであれば、触れていただけたらと思います。別件になりますが、パブコメに関して、今日参加してくださった子どもたちには、例えば条例のこどもバージョンみたいなものが、直で届くのでしょうか。割とこういうものに参加したけれども、実際できたものは知らなかった、自分たちが言ったことがもうここに入ってたのかみたいなところを、まずあの子たちに実感してもらいたいと思いますので、ぜひ直で送るなりして、意見をいただけるなりしてもらいたいと思います。何なら学校全部に配りたいと思いますが、それは大規模すぎるのかなと思ったのですが。

(会長)

来ていただいた方には直接なり、何なりで、返していただけるかどうかは別として、同じアクションがいかなとは思いますが、ご検討いただければと思います。他はよろしかったでしょうか。

今日はここで終わりたいと思います。スケジュールタイトの中、またお願いすることも多くなりますが、よろしくお願い致します。それでは、事務局の方をお願いしたいと思います。

(4) その他

(事務局)

ありがとうございました。こども・若者による意見表明の条例検討部会部会から引き続き長時間に渡り

まして、本当にありがとうございました。先ほどからお話がでていますが、次回、第5回につきましては、9月2日（月）を予定しておりますので、よろしくお願いします。また、詳細は改めてお送りさせていただきますので、お願い致します。

3 閉会

（事務局）

それでは、以上で本日の第4回こども参加条例検討部会は終了させていただきます。ありがとうございました。